利用できる制度一覧（4級～6級） ※手当に関しては、ガイドブックを参照の上、障がい福祉課の窓口でご相談ください。

	制度項目	障がい福祉ガイドブック	制度内容 ※詳細は障がい福祉ガイドブックにて	対象条件及び該当等級	手続きする場所	必要なもの	注意事項
□	所得税の障害者控除	P26	障害者控除(27万円控除)	・身体障害者手帳3級～6級所持者	小田原税務署 (35-4511)		
□	住民税の障害者控除	P26	障害者控除(26万円控除)	・身体障害者手帳3級～6級所持者	市民税課 (33-1351)		
□	自動車・軽自動車税の減免	P27～P28	自動車取得税、自動車税（県税）減免	・身体障害者該当等級はガイドブック参照	小田原県税事務所 (合同庁舎2階 32-8000)	□身体障害者手帳 □認印(車所持者のもの) □運転免許証 □車検証	※障がい者1人につき1台のみ。営業車は対象外。 ※自動車税の減免を受けた方は、福祉タクシー券の交付を受けることができません。 ※軽自動車の申請期間は、納税通知書送付後(5月初旬)～納期限(5月末)。
			軽自動車税（市税）減免	・身体障害者該当等級はガイドブック参照	市税総務課 (33-1343)		
□	有料道路通行料の割引	P30	有料道路通行料5割引	身体障害者手帳所持者 (1種、2種で対象となる自動車の範囲が異なる) 1種⇒本人が運転、あるいは介護者が運転し本人が同乗するとき 2種⇒本人が自動車を運転するとき	障がい福祉課　窓口 担当：障がい福祉係 （33-1446）	□身体障害者手帳 □車検証 □運転免許証(障害者本人が運転する場合のみ) □割賦契約書又はリース契約書(ローン又は長期リースの場合のみ) ETC利用の方(上記に加えて) □ETCカード(障がい者本人名義。未成年の場合は親権者名義) □ETC車載器セットアップ申込書・証明書	1種：本人が運転、あるいは介護者が運転し、障がい者が同乗する自動車等で障がい者本人、配偶者、子、孫、兄弟、姉妹、同居の親族等が所有するもの 2種：身体障がい者本人が運転する自動車等で障がい者本人、配偶者、子、孫、兄弟、姉妹、同居の親族等が所有するもの ※最長2年更新で、期限満了の2か月前から更新の手続きが可能です。 ※ローンを完済されている場合は、車検証の所有者の名義変更を行ってから手続きをしてください。
□	JR、公営・民営鉄道、地下鉄運賃の割引	P31	乗車運賃5割引 詳細はガイドブック参照	身体障害者手帳所持者 (1種、2種で対象となる範囲が異なる) 詳細はガイドブック参照 1種⇒本人のみ、あるいは介護者が同伴して乗車するとき 2種⇒本人のみ乗車するとき	各交通機関窓口	□身体障害者手帳	※障害者手帳提示のうえ、駅窓口または券売機で小児用普通乗車券を購入し、改札係員に手帳を提示し利用してください。 ※ICカード利用時は、自動改札機にタッチして入場し、出場駅では改札窓口にて改札係員に障害者手帳とICカードを提示し利用してください。
			定期5割引	1種⇒本人が12歳未満(小児)の場合の介護者 本人が12歳以上の場合、本人・介護者とも 2種⇒本人が12歳未満(小児)の場合の介護者			
□	バス運賃の割引	P32	乗車運賃5割引 定期(12歳以上のみ)3割引 ※希望者には「運賃割引者証(バス券)」を発行。1年ごとに更新手続きが必要。(1種の方は赤線2本、2種の方は赤線1本)	身体障害者手帳所持者 (1種、2種で対象となる範囲が異なる) 1種⇒本人のみ、あるいは介護者が同伴して乗車するとき 2種⇒本人のみ乗車するとき	障がい福祉課　窓口 担当：障がい福祉係 （33-1446）	□身体障害者手帳	※手帳の提示のみでも割引になります。手帳又は「運賃割引者証」を提示の上、割引後の運賃を支払います。提示方法は各バス会社に確認してください。 ※12歳未満は介護付割引証(赤線2本)を発行します。 (12歳未満の方は2種でも同乗する介護者を割引。)
□	NHK放送受信料の減免	P34	全額免除	・身体障害者手帳をお持ちの方のいる世帯で、世帯員全員が市民税非課税の場合	障がい福祉課　窓口 担当：障がい福祉係 （33-1446）	□身体障害者手帳 □認印	※NHK視聴者コールセンター 0570-077-077
			半額免除	世帯主が次の障害の程度で、受信契約者である場合 ①視覚障がい者(1～6級)　②聴覚障がい者(1～6級) ③肢体不自由(1・2級)　④内部障がい者(1・2級)	障がい福祉課　窓口 担当：障がい福祉係 （33-1446）	□身体障害者手帳 □認印	
□	携帯電話基本使用料の割引	P36	基本使用料や通信料等割引	身体障害者手帳所持者 (契約者が障がい者本人の場合に限る)	各店舗		※各社問い合わせ先 NTTドコモ 0120-800-000、auお客様センター 0077-7-111 ソフトバンク 0088-240-157
□	レンタカー使用料の割引	P36	各社にお問い合わせください	身体障害者手帳所持者	ご利用のレンタカー各社		※事前に各社へお問い合わせください。
□	公共・文化施設の利用料等の割引	P36	各施設にお問い合わせください	身体障害者手帳所持者	各施設		※事前に各施設へお問い合わせください。
□	避難行動要支援者所在マップ	P39	災害時に救出及び避難誘導をするため、要支援者を所在確認するためのマップに掲載	ひとり暮らしの高齢者や障がい者等	福祉政策課 担当：福祉政策係 (33-1863)		

裏面あり

利用できる制度一覧（4級～6級） ※手当に関しては、ガイドブックを参照の上、障がい福祉課の窓口でご相談ください。

	制度項目	障がい福祉ガイドブック	制度内容 ※詳細は障がい福祉ガイドブックにて	対象条件及び該当等級	手続きする場所	必要なもの	注意事項
□	補装具の交付・修理について	P52	基準となる額までの1割が自己負担 (市民税非課税世帯は無料) 障がいの種類によって交付できる 補装具が異なるので要相談	身体障害者手帳所持者 ※一定以上の所得がある世帯は助成対象外 ※介護保険から給付が受けられる場合は介護保険制度が優先 ※申請は製作・修理前	障がい福祉課　窓口 担当：障がい者支援係 (33-1468)	□身体障害者手帳 □認印 □見積書 □医師の意見書(補装具の種類に応じて) □公的年金等の金額を確認できる書類(市民税非課税の方のみ) □世帯全員の課税・非課税証明書（今年の1月1日以降に小田原市に転入された方） □個人番号カードまたは通知カード	※一定以上の所得がある世帯は助成対象外 ※介護保険から給付が受けられる場合は介護保険制度が優先 ※申請は製作・修理前に行ってください。(事後は対象外。) ※労働災害事故による障がいの場合は労働基準監督署へ問い合わせ
□	日常生活用具費の給付	P53	基準となる額までの1割が自己負担 (市民税非課税世帯は無料)	品目・対象者はガイドブック巻末の別表参照(P70～) ※一定以上の所得がある世帯は助成対象外 ※介護保険から給付が受けられる場合は介護保険制度が優先 ※申請は購入前	障がい福祉課　窓口 担当：障がい者支援係 (33-1468)	□身体障害者手帳 □認印 □見積書 □購入希望用具のカタログ(コピー可。ストマ以外は基本的に提出) □公的年金等の金額を確認できる書類(市民税非課税の方のみ) □世帯全員の課税・非課税証明書（今年の1月1日以降に小田原市に転入された方）	※一定以上の所得がある世帯は助成対象外 ※介護保険から給付が受けられる場合は介護保険制度が優先 ※申請は購入前(購入後の申請は対象外)
□	駐車禁止の規制対象からの除外	P57	①道路標識等で駐車禁止されている場所 ②パーキングメーター又はパーキングチケット設置区間	視覚障がい1～3級及び4級の1 聴覚障がい2，3級／平衡機能障がい3級 上肢障がい1級，2級の1、2級の2 下肢障がい1～4級、体幹障がい1～3級、内部障がい1～3級 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい1～3級	小田原警察署交通課 (32-0110)	□障害者手帳の写し(確認のため原本必要) □認印 □障がい者本人の住民票	※代理申請される場合は、他に書類を求められることがあるため、事前に電話で確認が必要。

※手当に関しては、ガイドブックを参照の上、障がい福祉課の窓口でご相談ください

裏面あり